

第四次鹿児島市地域情報化計画

(概要版)

平成30年3月
鹿児島市

第1章 計画の概要

1－1 策定の趣旨

ICT の進展に伴い市民ニーズが高度化・多様化する状況下において、市民生活の利便性向上と地域の活性化をより一層図るためにには、ICT を取り巻く環境や社会経済情勢の変化を的確に捉え、各種情報化施策を計画的かつ効率的に推進していく必要があることから、「第三次鹿児島市地域情報化計画」の終了後も、引き続き地域情報化を推進するため、国の動向や最新の情報通信技術、本市の地域情報化の現状などを踏まえ、本市情報化推進の指針となる「第四次鹿児島市地域情報化計画」を策定します。

1－2 計画の位置づけ

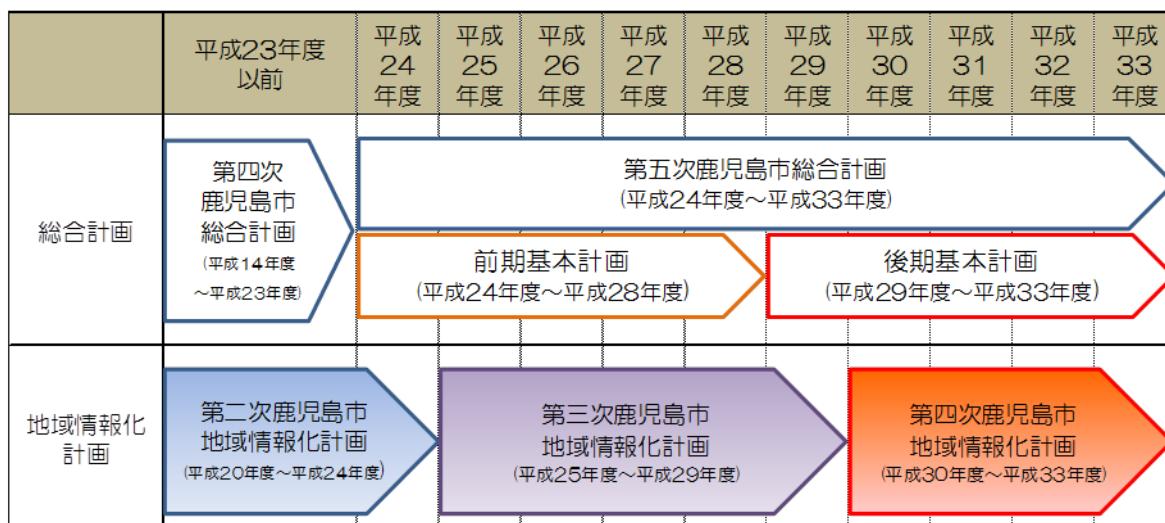
本計画は、上位計画である「第五次鹿児島市総合計画」に掲げた基本目標の達成に向けて、本市情報化をさらに推進するための計画として位置づけます。

また、官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）に基づく本市の官民データ活用推進計画としても取扱うものとします。

1－3 計画期間

平成 30 年度から平成 33 年度までの 4 年間

本市の総合計画と地域情報化計画の期間



(注) 元号については、本計画策定時点のものを使用しております。

第2章 情報化に関する現状

2－1 国の動向

近年の国における情報化政策の動向については、平成 28 年 12 月、国が官民のデータ利活用のための環境を総合的かつ効果的に整備するため、「官民データ活用推進基本法」が公布・施行され、また、平成 29 年 5 月、全ての国民が IT 利活用やデータ利活用による便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会である「官民データ利活用社会」のモデルを構築する観点から「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が閣議決定されるなど、ICT の更なる利活用を促進するための環境が整えられている状況にあります。

2－2 本市の取組と現状

(1) 本市のこれまでの取組

「第三次鹿児島市地域情報化計画」では、3 つの重点取組（①ICT の安心・安全な利活用の推進、②情報発信の強化と双方向性の活用、③災害発生時等の対応力強化）に対応するための具体策等に取り組み、地域情報化を推進していく上で一定の成果を挙げることができました。

(2) 本市の情報化の現状

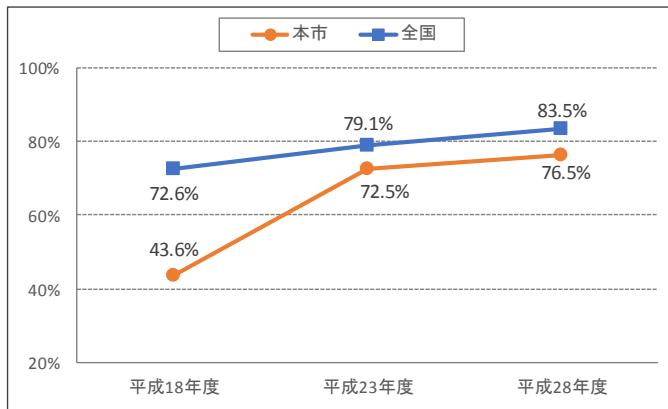
本市の今後の地域情報化のあるべき姿と進むべき方向についての指針となる本計画の策定に活用するため、インターネットや情報通信機器の利用状況、情報化施策などに関する市民の意識調査（鹿児島市の情報化に関する市民意識調査）を平成28年度に実施しました。

① 調査概要

- ・調査対象者：16歳以上80歳未満の鹿児島市民（3,500人）
- ・有効回答数：1,664件（回答率：47.5%）

② 結果概要 ※全国：（出典）通信利用動向調査（総務省）

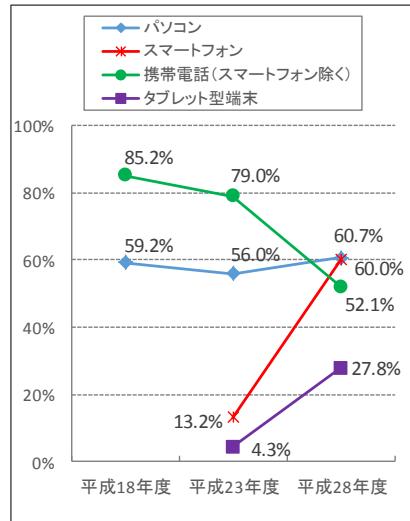
インターネット利用率の推移（個人）



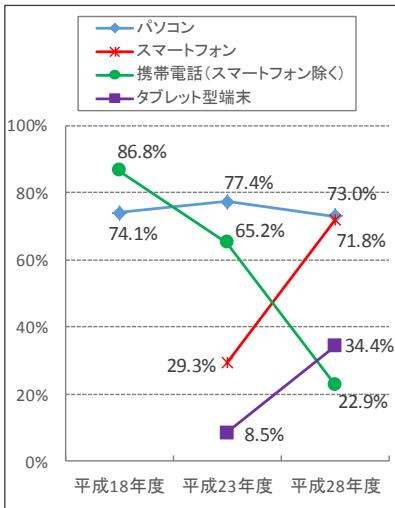
本市のインターネット個人利用率は、前回調査（平成23年度）と比較して、72.5%から76.5%と4.0ポイント増加していますが、全国平均と比較すると7.0ポイント下回っています。

情報通信機器の保有率の推移（世帯）

<本市>



<全国>



前回調査と比較すると、前回まで上位であった「携帯電話（スマートフォン除く）」が79.0%から52.1%と26.9ポイント減少した一方、前回から調査項目に加わった「スマートフォン」が13.2%から60.0%と46.8ポイント増加しています。また、「タブレット型端末」も4.3%から27.8%と23.5ポイント増加しており、「スマートフォン」、「タブレット型端末」の急速な普及がうかがえる結果となっています。

全国においても、本市と同様に、「スマートフォン」、「タブレット型端末」が急速に普及している状況にあります。

その他、主な質問内容と回答状況

質問内容	回答数が多い項目
インターネット利用に対する不安	個人情報の保護に不安がある（53.7%）
	ウイルスの感染が心配である（52.7%）
	迷惑メールが来ること（38.2%）
情報化に対する不安	個人情報が漏えいしプライバシーが侵される（59.0%）
	ネットワーク犯罪が増加する（50.0%）
	パソコンを利用できる人とできない人との間に格差が生じる（44.2%）

2－3 地域情報化推進における課題

(1) 市民意識調査等から導き出される今後の課題

【課題1】スマートフォンやソーシャルメディア等の効果的な活用の検討

スマートフォンやタブレット型端末などが急速に普及するとともに、SNS をはじめとするソーシャルメディアの利用も急速に拡大しています。

⇒ スマートフォンやソーシャルメディア等を効果的に利活用する施策の検討が必要です。

【課題2】ICTリテラシーやデジタルデバイドへの対応

インターネット利用などの情報化に伴い、「プライバシー侵害」や「ネットワーク犯罪」、「パソコン等の活用力の格差」、「ウイルスの感染」などに不安を感じている市民が多くなっています。また、インターネット上のトラブルや犯罪も多発しています。

⇒ インターネットやスマートフォンなどを安心・安全に利活用するために必要なICTリテラシーの向上、年齢や障害などによるデジタルデバイドの解消等に努めていく必要があります。

【課題3】情報セキュリティの強化や災害・防災に係る情報提供の更なる充実

世界的規模で深刻化するサイバーセキュリティ上の脅威の増大を背景として、公的機関や企業等に対するサイバー攻撃は、ますます巧妙化する傾向にあり、その被害は甚大なものとなっています。

また、平成28年の熊本地震、平成29年7月の九州北部豪雨や本市で初めて観測した震度5強の地震など、今後もあらゆる災害が身近に起こることが考えられる状況にあります。

⇒ 情報セキュリティの強化や災害・防災情報の迅速かつ確実・正確な提供について更なる充実を図るなど、市民等の安心・安全のために対策を講じる必要があります。

(2) 国の動向などを踏まえた今後の課題

国は、全ての国民がIT利活用やデータ利活用による便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会である「官民データ利活用社会」のモデルを構築する観点から「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を策定しています。そして、これに基づき、地域活性化等の課題を解決するため、電子行政等8つの重点分野を指定するとともに、AI、IoTなどの新たな技術や官民データを利活用した各種施策を推進することとしています。

本市においても、国の動向などを踏まえて、今後以下のような取組が必要です。

【課題4】新たな情報化のメリットを実現する方策の検討

【課題5】電子行政等を推進する更なる取組

第3章 情報化施策

3－1 基本方針と施策

(1) 基本方針

本計画では、今後取り組むべき新たな課題に対応するため、4つの基本方針を定め、本市の地域情報化を推進します。

(基本方針1) 市民生活を安心・安全で豊かにするためのICT利活用

ICT利活用により、災害・防災等に係る情報提供の充実や様々な分野における市民生活の利便性・快適性の向上を図るなど、市民生活を安心・安全で豊かにするための施策を推進します。

(基本方針2) 地域の産業振興のためのICT利活用

スマートフォンやソーシャルメディア等を効果的に利活用した観光産業の振興やICT関連企業の支援、ICT利活用促進による地域経済の活性化など、地域の産業振興のための施策を推進します。

(基本方針3) 電子行政等の推進と地域づくりのためのICT利活用

ICT利活用による市民サービスの向上や行政事務の効率化、情報セキュリティ対策の強化などを図るとともに、地域の市民活動におけるICT利活用促進を図るなど、電子行政や地域づくり等のための施策を推進します。

(基本方針4) ICTリテラシー向上とデジタルデバイド対策

市民等が、インターネットやICT機器を安心・安全に、また効果的に利活用するためのICTリテラシー向上や、年齢や障害などによるICT利活用の環境格差を是正するためのデジタルデバイド対策に寄与する施策を推進します。

(2) 施策

本計画では、「第五次鹿児島市総合計画」に掲げる基本目標（政策）と基本施策に基づき、情報化の具体策を関連する分野ごとに次の 10 の施策にとりまとめ、4 つの基本方針のもと、地方創生など他の個別計画と連携を図りながら、地域情報化を推進していきます。

I 信頼・協働

【施策1】電子行政の推進

ICT は、市民生活の利便性向上を図る上で、ますます重要な役割を果たしてきています。鹿児島市ホームページや SNS 等を活用した市政情報発信の更なる充実に努めるとともに、コンビニ等での証明書交付や統合型 GIS の活用などを推進し、市民サービスの向上や行政事務の効率化等を図ります。

【施策2】地域の ICT 利活用促進

市民、事業者、行政等の協働・連携による活力ある豊かな地域づくりなどが求められています。市民活動における ICT 利活用促進やオープンデータの推進などに取り組むことにより、市民等の情報活用力の向上を図り、地域の ICT 利活用を促進します。

II うるおい環境

【施策3】環境分野における ICT 利活用の推進

低炭素社会や循環型社会の構築などが求められています。ICT 利活用による省エネルギー化や廃棄物の減量などに関する取組を推進するほか、かごしま環境未来館ホームページなどを通じて、環境に関する情報発信の更なる充実を図ります。

III にぎわい交流

【施策4】観光・交流における ICT 利活用の推進

外国人観光客の増加等により、これまで以上に、観光交流都市としての魅力の向上や受入体制の充実、効果的な情報発信などに努める必要があります。観光ホームページなどを通じて、自然、歴史、文化、食など本市の持つ魅力を発信するとともに、外国人観光客等が観光情報を入手しやすい環境を整備し、国内外からより多くの人が訪れるまちづくりを推進します。

【施策5】地域産業における ICT 利活用の推進

少子高齢化の進行や人口減少が現実となる中、ICT 社会が進展していることから、企業等においては ICT 分野に関する高度な知識や技能を有する人材の育成等が重要になっています。セミナー開催等による新規創業者等の育成支援や情報関連企業の立地などを通じて、地域産業の活性化を図ります。

IV すこやか安心

【施策6】子育て支援における ICT 利活用の推進

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進む中、子育て支援に関する情報を効果的に提供していくことが必要です。ICT を利活用して、子育て支援施設や支援団体等の活動の情報を効果的に提供し、親や妊婦など子育てに関わる者同士が情報交換し、安心して子どもを生み育てるこことできる環境づくりを推進します。

【施策7】健康・福祉・医療における ICT 利活用の推進

高齢化が急速に進む中、高齢者が明るく健やかに暮らせる生きがいづくりや、安心して快適に生活できる環境づくりなどが求められています。高齢者が、インターネットなどの ICT を安心・安全に利活用できるよう ICT 基礎講座等の学習の場を設けるなど、健康・福祉・医療分野の充実を図るために、ICT 利活用を推進します。

【施策8】危機管理・防災における ICT 利活用の推進

桜島の活発な火山活動の継続や平成 28 年熊本地震などを踏まえ、危機管理・防災力の充実などが求められています。防災行政無線システムや安心ネットワーク 119、SNS 等を活用した災害情報の提供など、災害時における情報発信の更なる強化を図るとともに、関連するシステムの整備など、市民の安心・安全のための情報を提供するための仕組みづくりや体制強化を図ります。

V まなび文化

【施策9】学校教育・生涯学習等における ICT 利活用の推進

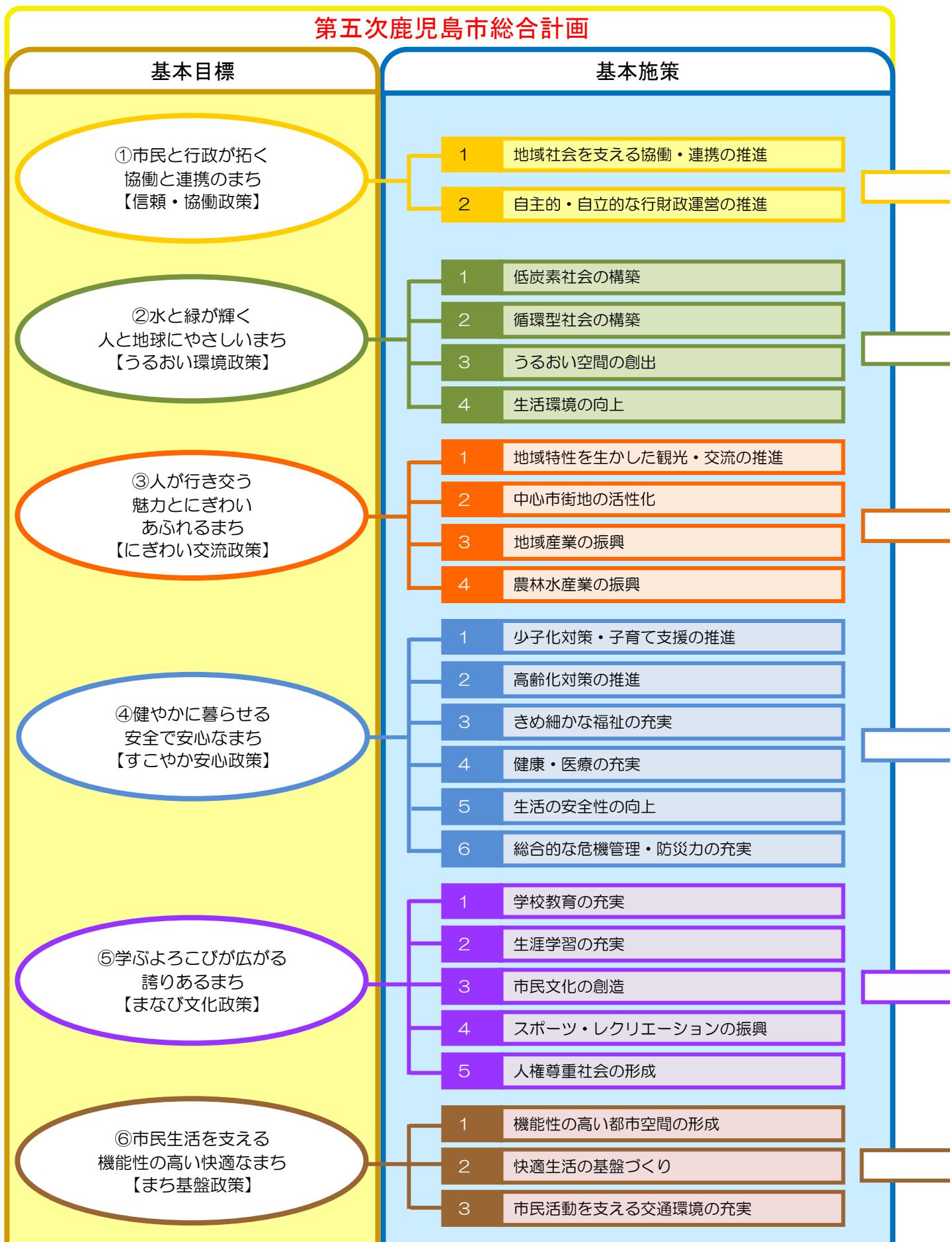
学校教育や生涯学習等においては、インターネット上のトラブルを未然に防止するための対策や情報セキュリティに対する理解力向上などが求められています。児童生徒等の情報活用能力の育成や情報モラルの向上のために、校内研修や啓発活動等の充実を図り、学校教育や生涯学習等における ICT 利活用を推進します。

VI まち基盤

【施策10】都市基盤・公共施設における ICT 利活用の推進

生活道路や上下水道、交通環境など市民生活に密着した都市基盤施設等については、より効率的かつ効果的で、長寿命化が図されることなどが求められています。中長期的な視野に立ち、ICT 利活用による都市基盤施設等の整備を進めるとともに、公共交通利用者の利便性向上のために交通環境の更なる充実を図ります。

3-2 計画の体系図



第四次鹿児島市地域情報化計画

施策

I 信頼・協働

1 電子行政の推進

2 地域のICT利活用促進

II うるおい環境

3 環境分野におけるICT利活用の推進

III にぎわい交流

4 観光・交流におけるICT利活用の推進

5 地域産業におけるICT利活用の推進

IV すこやか安心

6 子育て支援におけるICT利活用の推進

7 健康・福祉・医療におけるICT利活用の推進

8 危機管理・防災におけるICT利活用の推進

V まなび文化

9 学校教育・生涯学習等におけるICT利活用の推進

VI まち基盤

10 都市基盤・公共施設におけるICT利活用の推進

基本方針

(基本方針1)

市民生活を安心・安全で豊かにするためのICT利活用

※【課題1・3・4・5】に対応

(基本方針2)

地域の産業振興のためのICT利活用

※【課題1・4・5】に対応

(基本方針3)

電子行政等の推進と地域づくりのためのICT利活用

※【課題1～5】に対応

(基本方針4)

ICTリテラシー向上とデジタルデバイド対策

※【課題2・4・5】に対応

3-3 具体策

本計画で取り組む具体策については、次のとおりです。なお、各具体策とそれぞれの基本方針との関連性を、表中に記載しています。

- (基本方針1) 市民生活を安心・安全で豊かにするためのICT利活用
- (基本方針2) 地域の産業振興のためのICT利活用
- (基本方針3) 電子行政等の推進と地域づくりのためのICT利活用
- (基本方針4) ICTリテラシー向上とデジタルデバイド対策

No.	具 体 策	基本方針との関連性			
		基本方針1	基本方針2	基本方針3	基本方針4
【施策1】電子行政の推進					
1	1-1 鹿児島市ホームページの充実	○	○	○	○
2	1-2 SNS等を活用した市政情報発信の充実	○		○	
3	1-3 鹿児島市総合案内コールセンター（サンサンコールかごしま）の運営	○		○	
4	1-4 鹿児島市ホームページFAQ（よくある質問）機能の活用	○		○	
5	1-5 コンビニ交付の推進	○		○	
6	1-6 電子申請システムの拡充	○		○	
7	1-7 統合型GIS活用の推進	○		○	
8	1-8 電子納品の推進			○	
9	1-9 情報セキュリティ対策の推進			○	○
10	1-10 庁内ネットワーク環境整備の推進			○	
11	1-11 確定面積平面図等閲覧システムの導入(*)	○		○	
【施策2】地域のICT利活用促進					
12	2-1 地域コミュニティ連携組織ポータルサイトの運営	○		○	
13	2-2 通信環境の改善促進	○		○	○
14	2-3 公共施設への公衆無線LAN設置の促進	○	○	○	○
15	2-4 オープンデータの推進	○	○	○	
【施策3】環境分野におけるICT利活用の推進					
16	3-1 庁内サーバの統合による消費電力の削減			○	
17	3-2 かごしま環境未来館ホームページの運営	○	○	○	
18	3-3 ゼロエネルギー住宅等整備促進事業の推進	○		○	
19	3-4 ごみ分別アプリ（さんあ～る）の活用	○		○	
20	3-5 生物多様性学習教材の提供(*)	○		○	
【施策4】観光・交流におけるICT利活用の推進					
21	4-1 観光ホームページの運営		○	○	○
22	4-2 海外旅行会社等に対する「さきどり情報」の発信		○	○	
23	4-3 外国人観光客の受入体制の整備	○	○	○	○
24	4-4 明治維新150年カウントダウンホームページの運営		○	○	○
25	4-5 第75回国民体育大会及び第20回全国障害者スポーツ大会ホームページの運営		○	○	○
【施策5】地域産業におけるICT利活用の推進					
26	5-1 新規創業者等の育成支援		○		
27	5-2 情報関連企業の立地		○		
28	5-3 ICTを活用した新たなビジネスの創出		○		
29	5-4 しごと情報ナビの運営	○	○	○	○
30	5-5 農業におけるICT活用事例の情報提供		○	○	

No.	具 体 策	基本方針との関連性			
		基本 方針 1	基本 方針 2	基本 方針 3	基本 方針 4
【施策6】子育て支援におけるICT利活用の推進					
31	6-1 子育て支援情報サイトの運営	○		○	
【施策7】健康・福祉・医療におけるICT利活用の推進					
32	7-1 高齢者いきいき元気塾におけるICT基礎講座の実施	○			○
33	7-2 ひとり暮らし高齢者宅等への安心通報システムの設置	○		○	
【施策8】危機管理・防災におけるICT利活用の推進					
34	8-1 安心ネットワーク119登録者の加入促進	○		○	
35	8-2 消防緊急通信指令システムの拡充(*)	○		○	
36	8-3 SNS等を活用した防災情報の発信	○		○	
37	8-4 インターネットを活用した119番通報システムの導入(*)	○		○	○
38	8-5 防災情報システムの充実(*)	○		○	
39	8-6 Jアラート機能の強化(*)	○		○	
【施策9】学校教育・生涯学習等におけるICT利活用の推進					
40	9-1 学習用・校務用機器等の整備	○		○	○
41	9-2 ICT支援員の派遣	○		○	○
42	9-3 情報教育（情報モラル等）の充実	○			○
43	9-4 インターネットの安全利用に関する啓発	○			○
44	9-5 消費生活学習資料の作成・配布	○			○
45	9-6 ICT基礎講座の実施	○			○
46	9-7 生涯学習情報システム（キュートピア・ネット）の利便性向上	○		○	
47	9-8 図書館電算システムの運用促進	○		○	○
【施策10】都市基盤・公共施設におけるICT利活用の推進					
48	10-1 ストックマネジメントシステムの導入			○	
49	10-2 ロケーションシステムの導入(*)	○	○	○	○

(注) (*)の具体策については、本計画策定時点において実施に向けて検討中のものです。

第4章 計画の推進

4-1 推進体制

本計画においては、府内体制に加え、学識経験者や公募市民等で構成された「鹿児島市地域情報化推進委員会」の意見や提言などを踏まえ、情報化施策を推進します。

4-2 計画の進捗状況の管理

本計画に掲げる施策や具体策の実効性を上げるために、PDCAサイクル（Plan：計画、Do：実行、Check：評価、Action：改善）に基づき、適切な進捗管理を実施します。

4-3 地域情報化推進の視点

地域情報化を推進するにあたり、本計画では、次の8つの視点に留意して取組を推進します。

- | | |
|----------------|-----------------|
| ① 利用者の視点 | ⑤ 標準化の視点 |
| ② 費用対効果の視点 | ⑥ ユニバーサルデザインの視点 |
| ③ 市民との協働・連携の視点 | ⑦ 情報セキュリティ対策の視点 |
| ④ 共同化の視点 | ⑧ 環境配慮の視点 |

【参考】用語解説

用語	解説	初掲載ページ
ア IoT(アイオーティー)	Internet of Things の略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。	3
ICT(アイシーティー)	Information and Communications Technology の略で、情報通信技術のこと。	1
ICT リテラシー	インターネットを安心・安全に利用するための知識やインターネット等各種メディアを主体的に読み解く能力、新たに普及する ICT 機器にアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションを創造する能力等のこと。	3
アプリ	アプリケーションソフトウェアの略で、パソコンやスマートフォン等で特定の用途や目的のために使用するソフトウェアのこと。	7
エ AI(エーアイ)	Artificial Intelligence の略で、学習や推論など人間の知能が持つ役割をコンピュータで実現する技術のこと。人工知能ともいう。	3
SNS(エヌエスエヌ)	Social Networking Service の略で、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービスのこと。	3
FAQ(エフエイキュー)	Frequently Asked Question の略で、頻繁に尋ねられる質問のこと。多くの人が同じような質問をする予想されるときに、あらかじめ回答を用意した Q&A 集を指す。	7
オ オープンデータ	地方公共団体等が保有する公共データを、市民や企業等が利活用しやすいように機械判読に適した形式で、二次利用可能なルールの下で公開すること。	4
コ 公衆無線 LAN	店舗や公共の空間などで提供される無線 LAN によるインターネット接続サービスのことで、ケーブル線の代わりに無線通信を利用してデータの送受信を行う。	7
サ サイバー攻撃	コンピュータシステムやインターネットなどをを利用して、標的のコンピュータやネットワークに不正に侵入してデータの詐取や破壊、改ざんなどを行い、標的のシステムを機能不全に陥れさせること。特定の組織や集団、個人を狙ったものと、不特定多数を無差別に攻撃するものがある。	3
サイバーセキュリティ	サイバー攻撃に対する防御行為のことで、コンピュータへの不正侵入、データの改ざんや破壊、情報漏えい、ウイルス感染などがなされないよう、コンピュータやネットワークの安全を確保する。	3
シ GIS(ジーエイエス)	Geographic Information System の略で、地理情報システムのこと。位置に関する情報をもったデータを総合的に管理し、加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。	4
J アラート	総務省消防庁の全国瞬時警報システム。人工衛星を介して各自治体の防災行政無線システムを自動的に起動し、国から発令された警報を音声で各地住民に通達するもの。地震・津波など緊急を要する自然災害や、ミサイル攻撃・大規模テロなどの有事の際に使用される。	8
情報セキュリティ	情報資産を安全に管理し、適切に利用できるように運営する経営管理のこと。適切な管理・運営のためには、情報の機密性・安全性・可用性が保たれていることが必要となる。	3
情報モラル	インターネットを通じて他者と情報をやり取りするにあたり、他者や自らを害することが無いよう身に付けるべき基本的な態度や考え方のことで、情報化社会で適切に活動するために求められる。	4
循環型社会	天然資源を有効に利用するため、再利用や再生をして環境負荷を減らす仕組みをもつ社会のこと。	4
ス ストックマネジメント	構造物や施設の機能診断に基づく機能保全対策の実施を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図るための技術体系及び管理手法の総称。	8
スマートフォン	多機能で高度な情報処理機能が備わった携帯電話の総称。ウェブサイトの閲覧や電子メールの送受信といったインターネット利用、SNS 等のアプリの利用、パソコンで作成された各種書類ファイルの閲覧機能、無線 LAN 機能等が備わっている。	2
ソ ソーシャルメディア	ブログや SNS、Twitter、Facebook、動画投稿・共有サイトなど、インターネットの情報発信技術によって誰もが参加可能で社会的相互関係を生み出し利用することのできる情報交流サービスの総称。	3
タ タブレット型端末	液晶ディスプレーなどの表示部分にタッチパネルを搭載した携帯情報端末の総称。	2
テ 低炭素社会	地球温暖化の要因とされる温室効果ガスのうち、二酸化炭素の排出量を低下させる産業と生活の仕組みをもつ社会のこと。	4
デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者とできない者の間に生じる格差のこと。	3
ヒ PDCA サイクル (ヒーディーサイクル)	業務遂行に際し、計画をたて(Plan)、実行し(Do)、その評価(Check)に基づいて改善(Action)を行うという工程を継続的に繰り返す仕組み(考え方)のこと。	8
ホ ポータルサイト	分野別に情報が整理され、リンク先が表示されている入り口となるホームページのこと。	7
ユ ユニバーサルデザイン	年齢、性別、障害の有無、国籍等といった差異を問わずに、あらゆる人が利用できるように設計してあるデザインのこと。	8
ロ ロケーションシステム	GPS(全地球測位システム: Global Positioning System)等を利用して車両の位置情報を収集し、スマートフォンやパソコン等に運行中の車両の位置情報を提供するシステムのこと。	8

第四次鹿児島市地域情報化計画【概要版】

■発行 平成30年3月 鹿児島市

■編集 鹿児島市 総務局 総務部 情報システム課
〒892-8677 鹿児島市山下町11-1
電話 099-216-1115
FAX 099-216-1117
Eメール jousys-it@city.kagoshima.lg.jp
URL <http://www.city.kagoshima.lg.jp/>

